

よくある質問（FAQ） R7（R6.6-R7.3月分）医療施設等物価高騰対策支援事業

251006

備考

10/3
修正10/3
修正

	質問内容	回答内容
全体		
1	すべての項目に費用を計上しないといけないか。	どの項目を補助対象として計上するのは申請者の任意ですが、計上する項目は、対象期間のすべての月の実績を計算して合計額を記入してください。 例.比較的计算が簡易又は金額が大きい項目から先行して算出し、基準額（上限額）を超える場合に他項目は計上しない→可
2	インターネットバンキングを利用しており、通帳の表紙・表紙の裏面（見開きページ）の写しが添付できない場合どうすればよいか。	口座名義及び口座番号が確認できる画面のキャプチャーデータや画像データを提出願います（JPEGやPNG形式）。ただし、データを提出する場合、画像が鮮明であり内容が読み取れるものであるかを確認願います。
3	交付申請後はどうすればよいか。申請書類の到達確認や審査状況、支給日等を問い合わせたい。	原則として個別の進捗をお答えすることはできません。申請内容に不備がある場合は、事務局から申請書に記載された連絡先にご連絡いたします。 また、審査が完了し交付決定した場合にはホームページに示す方法により交付の決定を通知しますので、システムで請求手続きをしてください。県で確認後に補助金を指定の口座に支給します。
4	複数の施設を運営している場合、施設単位で支給を受けられるのか。	施設単位の支給になります。
5	申請すれば基準額が満額交付されるのか。	基準額が一律交付されるわけではありません。 ①対象経費の負担増加額の合計額、②基準額のいずれか低い額の交付となります。 また、負担増加額について、既に補助金の交付を受けている場合、負担増加額に消費税等が含まれている場合はそれを除いて計算する必要があります。
6	令和6年4月以降に開設した医療機関は対象となるか。	対象となりません。 令和6年4月1日より前に開設した医療機関が対象です。
7	休止・廃止をしている（予定する）事業所は対象になるか。	申請日時点で休止・廃止をしている事業所は対象となりません。また、同補助金は必要な地域医療を継続的に提供することを目的としており、休止・廃止を予定する事業者は、申請を控えていただきますようお願いします。
8	医療機関等コードには何を記入すればよいか。	保険医療機関や保険薬局に付与される47から始まる10桁の番号のうち、下7桁（柔道整復師施術所はハイフン抜き下6桁）を入力してください。 ●例.病院・医科診療所 471□□□□□□□（下7桁） 歯科診療所 473□□□□□□□（下7桁） 薬局 474□□□□□□□（下7桁） あんま、はり、きゅう施術所 470□□□□□□□（下7桁） 柔道整復師施術所 470□□□□□□□（ハイフン抜き下6桁）
9	申請者と振り込み先口座の名義が異なるが、何か手続きがあるか。	補助金の受領に関する権限を口座名義人に委任する委任状に押印して医療政策課に郵送する必要があります。様式は申請システム又はホームページに掲載します。 【郵送先】 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県 保健医療介護部 医療政策課 物価高騰担当あて
10	他地方公共団体等から光熱水費等を補助対象経費とする補助金を受けた場合、本補助金も申請できるか。	他の補助金と重複して補助金は交付しません。 他地方公共団体等から補助対象経費が重複する補助金を受けてもなお、他補助金で補われない補助対象経費が残存する場合は、その部分に限り、沖縄県医療施設等物価高騰対策補助金の対象となります（申請できます）。
11	前回までのこの補助金（例.令和6年4月～5月の負担増加額等）を申請したが、今回も申請できるのか。	過去の本補助金を今回申請の上限額から減算しない取り扱いですので、物価高騰分がある場合は申請は可能です。 R5年度予算においては前期分（R5.4～12月分）、後期分（R6.1～3月分）あったため、前期分を上限額から減算して後期分を支給する必要がありましたが、今回についてはそうではない（減算しない）取り扱いです。
12	移転や法人化で医療機関番号（10桁）が変更になる場合があるが、その場合、各々での申請となるか。可の場合それぞれで上限額まで申請できるという考えか。	移転、法人化などで医療機関番号が変更となっても、実質同一機関の場合は1機関として1回の申請となります。

よくある質問（FAQ） R7（R6.6-R7.3月分）医療施設等物価高騰対策支援事業

251006

備考

	質問内容	回答内容	
13	年度途中で住所（施設名）が変更となった場合、新しい住所（施設名）で申請して良いか。	申請時点で変更がある場合は、変更後の住所（施設名）で申請願います。	
14	様式2-2号 沖縄県医療施設等物価高騰対策補助金負担増加額計算書に負担額を記載する際、消費税は除くのか。	負担額からは消費税及び地方消費税の額を除いた額を記載してください。	
15	対象医療機関一覧で、柔整とあんま・はり・きゅうで同じ住所のところがあるが申請は1回となるのか。	同住所で複数業種が運営する施設がある場合で光熱水費等の負担が不可分な場合は、代表するいずれかの施設から1回の申請を行うこととなります。 また、光熱水費等の負担が明確に区分出来る場合は、それぞれの施設から申請することも可能です。	
16	同じ建物で通所リハを行っていて、経費の按分ができない場合、按分が出来なければ補助金の申請は不可でしょうか。	按分計算ができない経費については支給対象外となります。	
17	許可病床数、稼働病床数いずれを記入か。 許可病床数は19床だが、人手不足により3床稼働していない。	許可病床数を記入してください。	10/3 新規
18	補助金の対象経費について、前回からの変更点はあるのか。	電気代と診療材料費が対象経費になりました。電気代は特別高圧契約分を除く低圧・高圧契約分が対象となります。契約種別については明細書又は電力会社への確認をお願いします。	
19	補助対象期間の途中から開設した場合、比較月がない月の金額があった場合は、どのように計算（申請）したら良いか。	比較月がない場合、増額分を確認できませんので当該期間は計上できません。	
20	歯科や美容整形など保険診療と自由診療の両方を行っている施設ですが申請して良いか。	診療報酬等で補えない物価高騰に対する補助金であることから、保険診療を行っているのであれば申請可能です。 なお、上記の趣旨から自由診療に要する経費は補助対象外となります。	10/3 修正
21	自由診療のみを扱っており保険指定を受けていない医療機関は支給対象か。	今回の支援金は、光熱費や食材料費高騰の影響を価格に転嫁できない医療機関を対象としたものであることから、保険指定を受けていない医療機関は支給対象外となります。	
22	補助金が振り込まれた後、別途書類を提出する必要が出てくることはないか。	必要に応じて補助事業者に対して検査、報告を求めることがありますので申請に係る根拠資料の閲覧・提出をお願いします。	
23	分娩を取り扱わない助産所は補助金交付対象か。	分娩を取り扱わない助産所は補助金交付対象ではありません。 入所施設を有し、分娩を取り扱う助産所が補助金交付対象です。	10/3 新規
24	食材料費 病床を4床有する医科診療所だが食材料費は対象経費か。	食材料費は病院及び5床以上の病床を有する診療所が対象です。 無床又は5床未満の病床を有する医科・歯科診療所や所産所、薬局、柔道整復師・あんま・はり・きゅう施術所は食材料費は対象外です。	10/3 修正
25	流動食や栄養補助食品は食材料費として計上してよいか。	保険請求の対象となる食材料費の高騰分であれば支給対象です。	
26	当直医の分も含めて自前厨房で調理している場合、そのまま食材料費に計上して良いか。	いわゆる賄いやなどの入院患者以外へ提供するものは支給対象外です。	
27	デイサービスおよび職員も含めて自前厨房で調理している場合、どのように食材料費を計上したら良いか。	入院患者以外へ提供するものは支給対象外です。会計区分上整理できない場合には支給対象外です。	
28	給食費として外部に委託しているが「食材料費を分けることができない」と委託業者から相談があった。この場合、委託業者からの請求額の高騰分を県に請求してよいか。それとも、食材料費を分けることができれば当該項目の請求は不可となるか。	委託料の高騰分をそのまま、請求することはできません。委託料請求額の内訳の食材料費の高騰分を確認の上で申請願います。	
29	産科がある医療施設において、保険診療を行わない正常分娩における食材料費はどのように扱うのでしょうか。	保険請求できない食材料費は本補助金の対象となりません（診療報酬等で補えない物価高騰に対する補助金であるため）	
30	食材料費はいわゆる賄いやなどの入院患者以外へ提供するものは除外という認識でよいでしょうか。	その取扱で問題ありません。	

よくある質問（FAQ） R7（R6.6-R7.3月分）医療施設等物価高騰対策支援事業

251006

備考

	質問内容	回答内容	
診療材料費			
31	診療材料費にはどのようなものが該当するか。	病院及び内科・歯科診療所において、以下の品目は1回ごとに消費するものであれば、診療材料に該当します。 1.カテーテル、2.縫合糸、3.酸素、4.ギブス粉、5.レントゲンフィルム 6.注射針・注射器、7.消毒綿（注射する際使用、個包装） 8.輸液セット及び延長チューブ、9.試験紙（採血・尿等） 10.尿コップ、11.使い捨てガウン（内視鏡検査時使用） 12.生検鉗子（病理組織採取使用）、13.消毒キット（創処置→綿棒・消毒液セット）、14.ゼリー（エコー検査使用） 下記のような繰り返し使用可能なものや、他経費は対象外 ・聴診器、血圧計 ・繰り返し使うシーツ ・医薬品費 ・医療消耗器具備品費（医療用の器械器具等のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または1年以内に消費するもの）→×	10/3 修正
32	保険請求できない診療材料も含めて良いか。	保険診療に用いる診療材料費でない場合は支給対象外です。診療報酬等で補えない（価格転嫁できない）物価高騰に対する補助金であるため。	
33	保険請求できる診療材料を自費診療した場合は、そのまま計上して良いか。	保険診療に用いる診療材料費でない場合は支給対象外です。診療報酬等で補えない（価格転嫁できない）物価高騰に対する補助金であるため	
34	診療材料費は消費数量×単価で計算するのか。	消費数量×消費単価から計算も可ですが、消費量の如何によらず、購入額を基本として、自由診療に使用する分などの対象外分を除外する方法も可とします。	10/3 新規
35	法人の事業年度（9月末決算）と今回の補助対象期間（6月～翌年3月の10カ月分）が一致しない。資料材料費の算出は決算の診療材料費の10/12としてよいのか。	補助額算出の基礎となる金額であるため、年度の決算額を割合で按分する方法ではなく、月ごとの金額を積み上げて算出願います。	10/3 新規
36	診療材料費から自由診療に使用する分を除くには、1件ずつ調べないといけないか。	自由診療に要した経費の算定で、一件ずつの積み上げが困難な場合には、経費を按分する等合理的な計算方法による減算もやむを得ないと考えます。その場合、確実に減算が過少（補助金受給が過大）とならないよう慎重に計算願います。 例.数か月分の経費を精査し、補助対象・対象外の割合を算出後、補助金受給が確実に過大とならない按分割合を設定 など なお、申請者は審査中や受給後に、算定根拠を説明できるよう整理しておく必要があります。	10/3 新規
37	同じ品目の購入先メーカーや規格が異なる場合には、年度間の比較対象とならないか。	診療材料の購入先メーカーや規格が異なる場合でも年度間の比較は可とします。	10/3 新規
38	診療材料費の全品の金額を計算するのが困難な場合には、金額や計算が簡易な特定品目に限定して計算してもよいのか。	全ての品目にかかる計算が困難な場合は、特定品目を対象に計算することはやむを得ないと考えます。ただし、特定品目を計上する場合でも、対象期間のすべての月の実績を計算して合計額を記入願います。なお、申請者は審査中や受給後に、算定根拠を説明できるよう整理しておく必要があります。	10/3 新規
39	支払が毎月発生しない診療材料費については、そのまま申請（発生月のみ費用計上）して良いか。申請できないケースや条件等もあるのか。	隔月などで定期的に発生している経費については、発生月を比較して高騰分を算出してください。 不定期で経費が発生する場合は比較期間の合計額において高騰分が確認できる場合は支給対象となります。	10/3 新規
40	電気・重油・ガス・水道・ガソリン代	支払が毎月発生しない経費（重油代、水道代、ガソリン代等）については、そのまま申請（発生月のみ費用計上）して良いか。申請できないケースや条件等もあるのか。 隔月などで定期的に発生している経費については、発生月を比較して高騰分を算出してください。 不定期で経費が発生する場合は比較期間の合計額において高騰分が確認できる場合は支給対象となります。	
41	ガス代に治療に要するガスも計上してよいのか。	補助対象となるガス代というのは、あくまでも燃料費にかかるガス代（プロパンガス等）ですので、保険診療に用いるガスであれば、診療材料費に計上してください。	

よくある質問（FAQ） R7（R6.6-R7.3月分）医療施設等物価高騰対策支援事業

251006

備考

	質問内容	回答内容
42	保険診療ではないレーシック治療で使用するガスを「その他」に記載してよいでしょうか。	本補助金の対象経費は食材料費・燃料費等となっており、燃料費等はガス・水道・灯油・ガソリン・重油等の一般的な燃料を想定しており、今回質問のレーシック治療に係るガス（燃料）については支給対象外です。
43	ガソリン代で、自家用車を業務に使用している場合は「業務に使用した分だけで比較」で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	5つの薬局を持つ法人で、8台の車両を持っています。それぞれの薬局でこのガソリンの差額だけで上限額を超えますが、法人カードを使用していて、「全ての請求は法人へ請求され、どの薬局の物というのは説明はできませんが、書類上でそれを確認できるものではありません。」（1台ごとにカードがあるので、その単位での明細はわかる）。この場合、ガソリン代は請求できますでしょうか。	各薬局に法人カードが割り当てされ、どの薬局での負担高騰分が確認できれば請求可能です。後日内容確認があった場合に説明が可能なように各薬局の高騰分の考え方を整理しておく必要があります。
45	住宅で施術を行っていて、施術に要した費用のみの算出ができない場合、住宅で使用了光熱水費と併せて申請してよいのか、あるいは申請不可か	住宅で使用了光熱水費と施術に要した費用のみの算出ができない場合は支給対象外です。
46	電気代3ヶ月分で上限に達したので、その月以降の入力はせずに申請してよいのか。	どの対象経費を計上かは任意ですが申請経費は対象期間すべての月の実績を報告下さい。
47	自家発電の重油は不定期に給油しているため、令和5年と令和6年の発生月数が異なるが、そのまま申請して良いか。	不定期で経費が発生する場合は比較期間の合計額において高騰分が確認できる場合は支給対象となります。
48	灯油代、バイオマス燃料を計上して良いか。	医療施設等の燃料費にかかるものであれば支給対象です。経費；その他
49	漏電事故、水漏れ等により代金が増えた月があるが、そのまま、申請して良いか。	物価高騰に対する補助金であるため漏電事故、水漏れ等による高騰分は支給対象外です。